

ogy by intangible means” *International Review of Law, Computers & Technology*, Vol.13 Issue2, (Aug 1999) : 163-181

- (8) 外務省サイトにある「戦略的輸出年次報告書 (Annual Report on Strategic Export Controls)」
 <<http://www.fco.gov.uk/servlet/Servlet?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029395474>> (last access 2002.11.19)

- (9) 議会サイトにある「戦略貿易管理：さらなる報告と議会による事前審査 (StrategicExport Controls: Further Report and Parliamentary Prior Scrutiny)」
 <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm199900/cmselect/cmdfence/467/467de02.htm>> (last access 2002.11.19)

(おかひさ けい・海外立法情報課)

【短信：フランス】

医療過誤による先天性障害児の出生をめぐって ——司法判断に対する立法府の対抗措置

門 彬

1 「患者の権利及び保健衛生制度の質に関する2002年3月4日の法律第2002—303号」

2002年2月、ジョスパン前内閣下における議会の最終日（2月22日）の直前、2月19日に一つの重要な法律が成立した。「患者の権利及び保健衛生制度の質に関する2002年3月4日の法律第2002—303号」^(注1)（以下「患者の権利法」）である。法案は、2001年9月5日に政府が提出したもので、10月4日下院で可決、上院に送付されていた。最終的に可決成立した同法は全5章126条からなり、関連する分野が公衆衛生法典、民法典、刑法典、労働法典、保険法典、社会保障法典など多岐にわたり、内容の重要性もさることながら、量的にも膨大な法律で、公示された官報では42ページに及んだ。^(注2)

同法の提案趣旨は、①保健衛生制度に関して、何人にも同等の権利を認め、同制度の利用者の権利を明確にすることによって保健衛生上の民主主義を推進すること、②専門家の能力開発、永続的な医療研修及び全般的な医療予防政

策を推進することによって、保健衛生制度の質の改善を図ること、③保険制度を改善し、医療責任の原則を確立し、並びに医療事故の犠牲者について和解及び補償の規定を新たに定めることによって、保健衛生上の危険に関する損害賠償の適用を容易にすること、の3点に要約できる。成立した同法の章立ては以下のとおりである。

- 第1章 障害者に対する連帯（第1条～第2条）
- 第2章 保健衛生上の民主主義（第3条～第44条）
- 第3章 保健衛生制度の質（第45条～第97条）
- 第4章 保健衛生上の危険の結果に対する損害補償（第98条～第107条）
- 第5章 海外領土に関する規定（第108条～第126条）

前記の提案趣旨の①から③は、各々第2章、第3章及び第4章に対応する。実は、2001年10月、先議した下院第一読会において、また翌2002年2月6日に上院第一読会において修正可決された同法案には、第1章「障害者に対する連帯」は含まれていなかった。上院で可決された翌日、上下両院合同同数委員会（CMP）^(注3)が開かれ、第1章が急遽挿入されることとなったのである。同委員会において調整が図られ、2月12日に下院において、次いで2月19日上院において可決され、成立に至った。わずか2条からなる第1章は、元々、当時の野党、自由民主（DL）の下院会長ジャン＝フランソワ・マテイ議員（現ラファラン内閣の厚生大臣）^(注4)が2001年12月3日に提出した議員立法案（通称マテイ法案）が翌2002年1月10日に下院で修正可決され、上院に送付されていたものである。このマテイ法案が政府提出案「患者の権利法」の冒頭に組み入れられるという異例の審議経過をたどって成立したのである。

マテイ法案は、医療の過誤により生まれた先天的障害児について、医師、検査技師らの責任をめぐり、日本の最高裁判所にあたる破毀院が下した判決に対抗する目的で出され、議会で「患者の権利法」とは別途に審議されていた。破毀院の判決は、原告ニコラ・ペリュージュの名をとり、ペリュージュ判決（arrêt Perruche）と呼ばれ、後述するように社会的に大きな反響を呼んだものである。議会内外から、この判決に対抗するものとして、反ペリュージュ法（loi anti-Perruche）の制定の必要性が強く望まれていたものである。

本稿では、ペリュージュ判決とこれに対抗する立法措置、上記「患者の権利法」の第1章の成立過程と内容を紹介する。

2 ペリュージュ裁判

話は20年近く前にさかのぼる。1983年1月14

日、ニコラ・ペリュージュが誕生した。母親のジョゼットは、妊娠中、当時4歳の長女が風疹に罹り、自分にも似た兆候があったので、担当の産科医に訴え、二度にわたって超音波検査を受けた。産科医と検査技師は、診察の結果、母親には免疫ができており、胎児に何ら異常はないと出産に太鼓判を押した。中絶も辞さない決意をしていたジョゼットは、医師の診断に従い、ニコラを出産した。ところが、数か月後、ニコラが聴覚、視覚及び言語障害を伴った重度の知的障害児であることが判明した。文字どおり三重苦、四重苦を背負った先天的障害児ニコラを出産したジョゼットとその家族にとって、ニコラの養育は精神的にも経済的にも多大な負担となった。

ジョゼットと夫のクリスティアンは、パリ近郊エヴリ市の大審裁判所^(注6)に、医師と超音波検査を担当したラボラトリーに対し、損害賠償請求の訴えを起こした。書類上の原告はニコラであり、母親が代理人であった。もし医師らの正確な診断があったなら、母親は躊躇することなく妊娠中絶の道を取り、自分、すなわち重度障害児ニコラは生まれてくる必然性はなく、原告には「生まれてこない権利」があったというのが訴えの理由であった。1992年、大審裁判所は原告の訴えを認め、ニコラに損害賠償金50万フラン、両親各々に精神的慰謝料として各30万フラン、ニコラの姉にも10万フランを支払うよう命じた。

被告側の医師等はこれに対してパリ控訴院^(注7)に控訴した。被告側は「生まれてこない権利を認めることは、障害を持つ胎児の組織的殺人に道を開くことになる。障害者として生まれることは損害なのか」と子どもを原告に立てたペリュージュ夫妻を批判した。ニコラは20歳になると、現在入っている障害児センターを出なければならぬ。夫妻は、自分たちも年老いていき、ニコラの行く末を憂えているだけだと反論

している。

1993年、同控訴院は、ペリュージュ家の損害は病に起因するもので、医師側に過失はないとして、第一審判決を破棄した。ペリュージュ夫妻は、控訴院の判断を不服として、破毀院に上告した。1996年、破毀院はパリ控訴院の判決を破毀し、この一件をオルレアンの控訴院に移送した。^(注8)

1999年2月、同控訴院は、破毀院の判断に異を唱え、医師らに過失責任を課すことができない旨の判決を再び下した。この頃になって、二転三転するこの長い裁判の重要性が一般にも知られるようになってきた。検察局の検事長は、この裁判が、子どもの障害を理由に、その子の存在を望まない、又はその存在を否定する訴訟が増大する可能性を秘めていることを憂慮し、夫妻に対して、さらなる上告は人間の尊厳を傷つけるものであり、障害者への拒絶を強めることでしかないことを強調し、文書により上告の断念を求めた。^(注9)しかし、夫妻は再び破毀院に上訴したのである。

2000年11月17日、多くの人が注目する中、破毀院が判決を下す日を迎えた。判決は、医師及び検査技師が胎児の異常の兆候を見落とすことなく、母親に正確な情報を提供していれば、妊娠中絶により上訴人は生まれて来なかった、すなわち上訴人ニコラには「生まれてこない権利」があったという訴えを認める判決を下したのである。

以後この判決は、ニコラ・ペリュージュの姓をとってペリュージュ判決 (arrêt Perruche) と呼ばれ、判例として確立した。破毀院が、医療の過誤による出産の損害を両親、とりわけ母親に認めたのではなく、生まれてきた子に認めたことは前例がなく、「生まれてこない権利」そのものも現行の民法には定められていない。「生まれてこない権利」を認めるという逆説的で前代未聞の判決は、法曹、政治家、哲学者、

倫理学者、宗教家、医師、医療技師など、様々な分野の専門家が加わって、大きな論争を巻き起こした。しかし何よりも日々障害児を養育・介護する親たちの団体や障害者自身の団体、加えて人権擁護団体が、「生まれてこない権利」を認めた破毀院の判決は「障害者は生きるに値しない」と断定したにも等しいとして強く反発し、世論を二分する社会問題となった。ル・モンド紙は、その社説において、「歴史的」という形容詞は現代では凡庸な言葉になり下がってしまったが、ペリュージュ判決は、良くも悪しくも真の意味での「歴史的判決」(2000.11.20) となったと書いたほどである。

その後、フランス各地で同様の訴訟が起こされ、下級審では、ペリュージュ判例に則り、医療過誤により出生した障害者の勝訴判決が相次いで出されている。障害の原因も風疹にとどまらず、染色体異常(ダウン症)、動物感染によるトキソプラズマ症などにも広がっていった。

ペリュージュ判決が下りて、半年余り経った2001年7月28日、破毀院は、ニコラと同様のケース3件を審理し、ここでも原判決を確認した。

次いで、ペリュージュ判決からちょうど1年後の2001年11月28日、破毀院は、同様のケース2件の審理において、院長以下、破毀院の各部の判事総勢25名が列席して、大法廷を開いた。ここでも判事らは1年前のペリュージュ判決をあらためて再確認した。

3 ペリュージュ判決に対する各界の反応

ペリュージュ裁判は、当初医療過誤と障害児出生の因果関係、医療責任という争点から発した訴訟であったが、最終的には「先天的障害児に生まれてこない権利があるかどうか」、具体的には「出生前に障害が発見されたなら胎児を誕生させるべきではないのかどうか」という生命倫理に関わる重い課題を社会に突き付ける結

果となった。

障害児を抱える家族の精神的・経済的な負担と障害者に対する社会の受入れ態勢の貧弱さを理由に、ペリュージュ判決を支持する者、また、頻発する医療過誤に対する破毀院の厳しい態度を支持する者もある。しかし、大勢は、切り口の違いこそあれ、破毀院の頑なな判決に批判的であった。障害者の団体や人権擁護団体は、「このような判決は、悪しき優生学を助長し、生命の間に、生きるに価する者と、そうでない者の差別をもち込むものである」と非難した。一方、医師等は、現代の高度な医療技術をもってしても医療過誤を完全に防ぐことはできないと訴えた。^(注10)

ペリュージュ判決以後、医療訴訟に備える産科医師の保険料が数倍に跳ね上がり、医師を廃業する者まで出てくる事態となった。病院によっては超音波検査を拒否したり、技師が担当料を変える者も出てきた。2002年初頭には、超音波検査技師が無期限のストライキに突入する騒ぎにまで発展している。

他方、宗教界は「どのような宗教においても、生まれてくる子は誰もが祝福されるべきものである」と、「生まれてこない権利」を認めた判決に強い批判を浴びせた。

事態を重く見た政府は、先天的障害者、医療、司法の調和点を見い出すべく立法を準備すると言明した。エリザベート・ギグー雇用・連帯相は、議会で、ペリュージュ判決によってフランスがいずれアメリカ型の訴訟社会になることを憂慮していると答弁し、また、「生まれてこない権利」を認めると、将来、子が両親を相手に訴訟を起こす可能性も出てくることを懸念しているとも述べた。議会内では、与野党を問わず、押し並べて破毀院の判決に批判的であった。

4 反ペリュージュ法

破毀院大法廷があらためてペリュージュ判決を確認した2001年11月28日のわずか数日後の12月3日、先に紹介したジャン＝フランソワ・マテイ議員が早々と「先天的障害に係る国民的連帯及び補償に関する法案」(マテイ法案)^(注11)を上程した。法案は2条からなる短いもので、ペリュージュ判決に終止符を打つ目的をもったものである。法文は以下のとおりである。

第1条

民法典第16条に次の二項を加える。^(注12)

「何人もその出生の事実により損害補償を求めることは認められない。」

「障害が過誤の直接の結果である場合は、この民法典第1382条に定めるところによって損害賠償の権利への道が開かれる。」^(注13)

第2条

フランスにおける障害者の物質的、経済的及び精神的状況を監察し、並びに障害者の介護の改善を目指す必要なすべての提案を議会及び政府に提出する任務をもつ、障害者受容及び統合監察局(Observatoire de l'accueil et de l'intégration des personnes handicapées)を、デクレにより定める条件において、創設する。

連立内閣を主導する社会党(PS)は、当初「急いではことを仕損じる」と慎重な構えを見せ、直ちにマテイ法案の審議に入ることに反対した。この法案では第二、第三のペリュージュ判決を阻止できないと考えたからである。しかし、マテイ議員が属する自由民主(DL)は勿論のこと、共和国連合(RPR)、フランス民主主義連合(UDF)などの野党のみならず、社会党と連立内閣を組んでいる共産党(PC)、市民運動(MDC)までもがマテイ法案に賛意を表した。社会党の慎重な態度は、議会内のみならず、障害者の団体、医師界、マスメディアなどから、「問題の先送り」と厳しい批判を浴びた。

数か月後に大統領選、総選挙を控えているだけに、孤立を恐れた社会党は、マテイ法案が議会に提出された10日後の12月13日から下院社会問題委員会を開催し、同法案の審議に応じた。さらに12月18日には、2002年1月10日に下院本会議で同法案の審議及び表決に入ることを約束した。

社会党は、年明け早々、エリザベート・ギグー雇用・連帯相が中心となって、ベルナール・クシュネール厚生担当相、セゴネル・ロワイヤル家族・児童・障害者担当相らが鳩首協議し、マテイ法案を叩き台にして、これを補強すべく大幅な修正案を作成した。この修正案の要点は以下のとおりである。

- ① マテイ法案の第1条第1項は字句こそ違え、ほぼ受け入れて「何人も出生の事実のみをもってして損害を主張することはできない」と改める。(破毀院が認めた「生まれてこない権利」を明確に否定したものであると解されている。)
- ② 医療の明確な過誤に起因する先天的障害者は、賠償を受けることができる。ただし、損害賠償の請求者は障害者の親権者(両親)に限る。
- ③ この損害賠償は、障害者の全生涯にわたるものではなく、障害者の補償は、国民の連帯に属するものとする。
- ④ これらの規定は、すでに最終判決が下りた訴訟を除き、現に係争中の訴訟から適用される。

社会党によるマテイ法修正案、すなわち「先天的障害に係る国民的連帯及び補償に関する法案」は1月10日の下院本会議において、ほぼ満場一致の賛成を得た(反対2、棄権3)。この議員立法案の提案者であるマテイ議員自身も政府修正案に満足の意を表明した。

一方、前述の政府提出法案「患者の権利法」

が2月6日に上院で修正可決された。翌日、両院合同同数委員会が開かれ、「患者の権利法」とマテイ法の両法案の統合が審議され、了承を得た。委員会において、法文の調整と修正が図られ、再度両院の審議に委ねられた。下院においては2月12日、次いで上院においては2月19日に「患者の権利及び保健衛生制度の質に関する2002年3月4日の法律第2002—303号」が可決され、冒頭の第1章に、「障害者に対する連帯」という名称でマテイ法案が形を変えて挿入されたのである。第1章の最終成文は以下のとおりである。

第1章 障害者に対する連帯

第1条

I 何人も出生の事実のみをもってして損害を主張することはできない。

医療過誤に起因する障害をもって生まれた者は、その過誤により、直接障害を蒙り若しくはこれが悪化し、又は障害について可能な軽減措置がとられることができなかった場合、損害賠償を得ることができる。

明白な過誤の結果、妊娠中に明らかにされなかった障害をもって生まれた子の両親に対して、保健衛生の専門家又は施設の責任が関わっている場合、両親は、自己の損害としてのみ賠償を請求することができる。この損害は、その障害に由来する、子の全生涯にわたる特別な負担を含むものではない。障害児の補償は国民の連帯に属するものとする。

このIに定める規定は、損害賠償の原則に基づいてすでに最終判決が下された訴訟を除き、現に係争中の訴訟に適用される。

II いかなる障害者も、その障害の原因如何を問わず、国家全体の連帯への権利を有する。

III 全国障害者諮問評議会(Conseil national consultatif des personnes handicapées)は、デクレにより定める条件において、国民連帯による介護

を受けるフランスにおける障害者及び国外に居住するフランス国籍をもつ障害者の物質的、経済的及び精神的状況を評価し、かつこれらの障害者の介護を持続的な複数年にわたる計画によって保証する目的をもって、議会及び政府に対し、必要と認められるすべての提案を行う。

IV この条は、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、ワリス及びフツナ諸島並びにマヨット及びサン=ピエール=エ=ミクロンにおいても適用される。

第2条(略)(主として税法等の改正)

この「患者の権利法」第1章は、障害者の団体、医師の団体をはじめ、各界から概ね好意的に受け入れられた。

しかし法曹界では、マスメディア、議会圧力団体(ロビイスト)に屈した「デマゴギー法」と厳しく批判する者もいる。さらにこの章は、十分な審議時間がなかったとは言え、同法の第4章「保健衛生上の危険の結果に対する損害補償」に組み込まれるべき内容であると批評する者もいる。

また、法文の曖昧性を指摘する者もいる。確かに、医療の「明白な過誤」について、法文では明確に定義されていない。ギグ雇用・連帯相は、議会において、この点について「医療過誤は、その行為の異常、すなわち契約上の義務の不履行、とりわけ医療手段の義務を尊重しないことによって定義される。医療義務は、医学の経験と最善の実践に従った良心的で細心の治療をもたらすことに存する」と答弁したが、医療過誤と医療義務について抽象的に述べたにすぎない、という批判も出ている。

第2条の「全国障害者諮問評議会」の具体的な役割及び機能も、この時点ではマテイ法案の「障害者受容及び統合監察局」と同様、明らかにされておらず、今後のこの法律の運用が注目されるところである。

5 日本での状況

厚生労働省の統計によれば、日本における人工妊娠中絶件数は、ここ数年、年間33万件から34万件である。^(注14)

日本には「母体保護法」(昭和23年法律第156号)という法律が存在する。同法は、元々「優生保護法」と呼ばれ、母体の生命及び健康を保護することを主たる目的としてできた法律で、不妊手術、人工妊娠中絶及び受胎調節の实地指導等について様々な規定を設けている。しかし同法の旧い条文では「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことも目的として掲げられ、優生手術を規定していた。平成8年の同法の改正において、法律名も「優生保護法」から「母体保護法」に改められ、人工妊娠中絶及び不妊手術について優生思想に基づく上記の文言や「精神病、遺伝性疾患等の防止ための人工妊娠中絶に係る」規定が削除された。人工妊娠中絶は、この母体保護法第14条で、都道府県の社団法人たる医師会の指定する医師が、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て行うことができる、と厳しく規定している。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
- 二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したものの

厚生労働省は、障害児に関しては、生まれてきた乳幼児の障害の予防、早期発見、医療施設・制度の充実に施策の重点を置いているようである。人工妊娠中絶は、あくまでも母体の保護が原則であるとしている。しかし、闇の中の妊娠中絶はさておくとしても、現実はかなり違ってきているようである。

最近の新聞に、6年前に全国に先駆けて「遺

伝子診療部」を開設した信州大学付属病院の実情を報告した記事、「発症前診断医師も揺れる」の中に、次のような『生命倫理問う出生前の診断』という記述が出ている。

「さらに医師を悩ませるのが、母胎にいる赤ん坊に対して行う『出生前診断』だ。検査結果が陽性の場合、ほとんどの親は、経済的な事情や子供本人の苦労を理由に、中絶を選択するという現実がある。だからこそ、日本産婦人科学会の指針も、出生前診断を認める対象を『重篤な遺伝病』に限定している。だが、問題は何をもって『重篤』とするかという基準が示されていないことだ。……」(下線筆者)。

上記の報告記事によれば、信州大学の「遺伝子診療部」のような組織が全国の大学病院などにすでに約30設置されている。昨今の医学の目覚ましい進歩、高度化によって、人の遺伝情報と病気・障害との関連が次々と明らかになってきている。出生前に限らず、人が将来発症する病気はかなり予見できる時代になってきた。胎児の「生まれてこない権利」とまで言わないまでも、先天的障害に対し、生命倫理の問題として社会がどう対処するべきか、あらためて議論するべきときが来ているといえる。

(注)

(1) Loi no. 2002-303 du 4 mars 2002 relative aux droits des malades et à la qualité du système de santé

フランス官報サイト:

<<http://www.legifrance.gouv.fr/>>

(官報印刷版: no.54、p4118、2002. 3. 5)

マスメディアでは、同法案の作成に携わった当時の厚生担当大臣ベルナル・クシュネール氏の名をとって「クシュネール法」と呼ばれることもある。

(2) 本稿の趣旨とは直接の関係はないが、これを執筆中の2002年9月18日、パリのサンテ刑務所で服役していたモーリス・パボン(92歳)が、高齢と病を

理由に、この「患者の権利法」を楯にして出獄を求め、釈放された。パボンは、国会議員、閣僚まで務めた人物であるが、第2次大戦中、ヴィシー政府に協力し、ユダヤ人の収容所送りに積極的に関わっていたことが1981年になって発覚し、長い裁判の末、1998年4月、ボルドーの重罪裁判所において、人道に反する罪で10年の禁固刑を言い渡され、1999年10月以来服役していた。3年収監されただけで釈放されたことに対し、人権擁護団体などが連日抗議デモを行い、議会内でも、今回の措置に対し、立法の趣旨に反するとして、批判する声が上がっている。(ル・モンド、リベラシオン、フィガロ各紙、2002. 9. 19)

(3) 両院合同同数委員会(Commission mixte paritaire): 上下両院同数の議員で構成され、法律案について両院の意見が一致しない場合、また首相が緊急と認めた場合に、両院の第一読会後に両院によって採択される妥協案の作成にあたる(憲法第45条第2項)。

(4) マテイ議員は、元々、遺伝学、優生学が専門の医師で、マルセイユ大学他で医学部教授を務めた経験がある。先の大統領選、総選挙において、大統領多数連合(UMP)に移り、ラファラン内閣の厚生大臣として入閣した。議会内では「生命倫理のプロフェッサー」というニックネームを持っている。

(5) 破毀院(Cour de cassation): 民事及び刑事の上告事件を管轄する最高司法裁判機関。日本の最高裁判所に相当するが、法規範の統一の促進を任務とするため、法律問題のみを審理し、事実問題については審理しない。

(6) 大審裁判所(Tribunal de grande instance): 原則として各県庁所在地に一つは存在する第一審の裁判所。全国及び海外領土に180余り存在する。日本での地方裁判所にあたる。

(7) 控訴院(Cour d'appel): 民事・刑事の第二審普通法裁判所。日本での高等裁判所に該当し、フランス本土に30存在する。

(8) フランスでは、原審判決が破毀院によって破毀

されると、元の裁判所に差し戻すことはしない。同種、同級の異なる裁判所に一件を移送する。

(9) フランスにおいても、検察官は司法大臣の下に検察一体の原則に基づいて行動するが、法廷においては、検察局の見解とは異なる議論を展開することができる。また民事事件においては社会公益の立場から私人相互の係争に介入することもでき、さらに重要な法的問題が争われている場合に、中立的立場から望ましい解決の方向を示唆することができる。

(滝沢正『フランス法—第2版』三省堂、2002、pp.231-232)

(10) マテイ議員をはじめとする専門家らの間では、超音波検査によって胎児の異常が見つかる確率は60%程度であると見ている。

(11) Proposition de loi relative à la solidarité nationale et à l'indemnisation des handicaps congénitaux/AN no3431

下院サイト：〈http://www.assemblee-nationale.fr/dossiers/indemnisation_handicaps.asp〉 (last access 2002.8.6)

(12) 民法典第16条 (仮訳)：法は、人の優位を保障し、その尊厳を冒すいかなることも禁じ、かつその出生の時から人間として尊重することを保障する。

民法典(Code civil)：官報サイト (Legifrance)：〈<http://www.legifrance.gouv.fr/>〉

(13) 民法典第1382条 (仮訳)：他人に損害を与えた人の行為について、過失によってこの損害を生じるに至らしめた者は、その損害の如何を問わず、これを賠償する義務を負う。

民法典 (同上)

(14) 厚生労働省大臣官房統計情報部編・刊「厚生統計要覧 (平成13年度)」平成14年3月

(15) 『読売新聞』2002.9.30、夕刊

(参考文献)

○フランス官報 (Legifrance) より

・ Loi n° 2002-303 du 4 mars 2002 relative aux droits des malades et à la qualité du système de santé

(「患者の権利及び保健衛生制度の質に関する2002年3月4日の法律第2002—303号」) (last access 2002.8.6)

○下院 HP (第11立法期アーカイブ) より

・ Loi n° 2002-303 du 4 mars 2002 relative aux droits des malades et à la qualité du système de santé (「患者の権利及び保健衛生制度の質に関する2002年3月4日の法律第2002—303号」) (last access 2002.8.8)

〈http://www.assemblee-nationale.fr/dossiers/droits_des_malades.asp〉

・ Proposition de loi relative à la solidarité nationale et à l'indemnisation des handicaps congénitaux (「先天的障害に係る国民的連帯及び補償に関する法案」 n° 3431, déposée le 3 décembre 2001、議員立法「マテイ法案」)

〈http://www.assemblee-nationale.fr/dossiers/indemnisation_handicaps.asp〉 (last access 2002.8.6)

・ Proposition de loi relative à la solidarité nationale et à l'indemnisation des handicaps congénitaux (「同上マテイ法下院修正決議法案」 (Texte adopté no.757, 2002.1.10)

〈<http://www.assemblee-nationale.fr/ta/ta/0757.asp>〉 (last access 2002.8.28)

○首相官邸 HP (アーカイブ) より

・ “Nul ne peut se prévaloir du préjudice d'être né” (2002.1.10)

〈http://www.archives.premier-ministre.gouv.fr/jospin_version3/fr/txt/contenu/31475.htm〉 (last access 2002.8.6)

○破毀院 HP より

・ Arrêt du 17 novembre 2000 rendu par Assemblée Plénière (破毀院大法廷2000年11月17日の判決)

〈http://www.courdecassation.fr/_BICC/520a529/526/cour/arret/diff526.htm〉 (last access 2002.8.8)

○Reccueil Le Dalloz の次の3論文

- Alain Sériaux “*Jurisprudence Perruche : une proposition de loi ambiguë*” no.7, 2002.2.14
- Patrice Jourdain “*Loi anti-Perruche : une loi démagogique*” no.11, 2002.3.14
- Yvonne Lambert-Faivre “*La loi n° 2002-303 du 4 mars 2002 relative aux droits des malades et à la qualité du système de santé*” no.15, 2002.4.11
- Le monde : 2000.11.6、11.19/20、11.27、2001.7.14、2001.11.30、12.13、2002.1.7、1.11、2.14
- Figaro : 2000.11.18/19、2001.11.29、12.5、12.12、12.14、2002.1.10、1.11、1.24、2.9、2.14、2.23
- Libération : 2000.11.18、2001.11.29、2001.12.13、2002.1.5、1.23、2.12、
- その他
 - 厚生省大臣官房統計情報部編・刊『平成11年 母体

保護統計報告』2000年

- 障害者施策研究会『よくわかる障害者施策 2001年版』中央法規出版、2001年
- 滝沢正『フランス法』（第2版）、三省堂、2002年
- 山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002年

(2002年10月31日脱稿)

なお、本稿執筆後に、主として人権と人間の尊厳との相克という観点からペリュシュ判決を論じた下記論文が出たことを知ったが、敢えて拙稿には手を加えなかったことをお断りしておく。

石川祐一郎「障害者の『生まれない』権利? ——『ペリュシュ判決』に揺れるフランス社会」『法学セミナー』573号、2002.9

(かど あきら・海外立法情報調査室)

【短信：ドイツ】

国際刑事裁判所のための国内法整備

戸田 典子

2002年7月1日、国際条約「国際刑事裁判所に関するローマ規程」^(注1)（以下、「ローマ規程」という。）が、その発効の要件である60カ国の批准を達成し、発効した。2002年9月3日から10日までニューヨークの国連本部で開催された締約国会議で、判事及び検事の選挙に関するルールと手続等が定められた。2003年2月に予定される締約国会議で選挙が行われ、オランダのハーグに国際刑事裁判所（英語では The International Criminal Court (ICC)）。以下、「ICC」という。）が開設される。

ICCは、ローマ規程第5条に掲げる「ジェノサイドの罪」、「戦争犯罪」、「人道に対する罪」、

「侵略の罪」^(注2)を犯した個人を裁くための常設裁判所であり、同じくハーグにある国際司法裁判所が国家を訴訟当事者とするのとは異なって、個人を起訴する権限を持つ。

ICC設立を推進してきたドイツは、2000年12月7日に批准法を公布、同年12月11日に批准書を寄託した後、以下のように国内法の整備を進めてきた。

1. ドイツ連邦共和国基本法（憲法）第16条の改正^(注5)（2000年12月1日公布）

ドイツ人の外国への引渡を禁じたドイツ連邦